

クーポン DE 白河テイクアウト

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言の影響により、市内の飲食店などにおいては売り上げが大幅に減少しているため、テイクアウトやデリバリーで対応するなど事業継続に向けて努力しています。こうした店舗を応援するため、市内の店舗で利用できるクーポン券を配布します。

●対象世帯 全世帯

●配布枚数

1世帯あたり200円分×5枚(1,000円分)

●配布方法

特別定額給付金の申請書とともに郵送します。
※特別定額給付金をオンライン方式で申請した方には別途郵送します。

●利用期限 7月31日(金)

●利用できる店舗数 83店舗

●お問い合わせ先

白河商工会議所 ☎②3101

商工課 ☎②5910

子育て世帯への臨時特別給付金

●対象になる方

①令和2年3月31日の時点で市内に住所を有し、4月分の児童手当を受給する方

②令和2年2月29日の時点で市内に住所を有し、3月に中学校を卒業した子どもがいる方

※いずれも所得制限を超えている世帯が対象の特例給付受給者を除きます。

●給付日 6月下旬予定

※支払通知書は送付しませんので、確認できなかった場合はお問い合わせください。

●給付額 対象児童1人につき1万円

●申請手続き

申請は原則不要です。

※公務員のみ、勤め先での受給状況証明と居住市町村への申請が必要です。

※対象者には、6月中に案内を郵送します。

※給付金の受け取りを辞退する方は6月10日(水)までにこども支援課までご連絡ください。

●お問い合わせ先

本庁舎こども支援課 内2734

発熱外来の設置

西白河地方市町村会・白河医師会・白河厚生総合病院の3者協定に基づき、感染拡大による医療崩壊を防ぐため、**5月22日(金)から発熱外来を設置する予定**です。

Q どんな人が受診できますか？

A 15歳以上(中学生を除く)で、白河市または西白河郡に在住・通勤・通学している方が対象です。対象者のうち、発熱などの症状があり「帰国者・接触者相談センター」(☎0120-567-747)へ相談した結果、感染の可能性が低い方が受診できます。

Q 受診するための手続きを教えてください。

A 完全予約制です。通常の保険診療となりますので、自己負担金がかかります。

Q 場所はどこですか？診療時間はいつですか？

A 白河厚生総合病院敷地内の仮設診療所で実施します。診療時間は平日の午後1時から3時までです。

※発熱外来では、PCR検査は行いません。

●お問い合わせ先

健康増進課 ☎⑦2112

《発熱外来受診の流れ》

⇒感染の疑いがない

➔感染の疑いがある

